キャリアアップ助成金

選択的適用拡大導入時処遇改善コース

時限到来に伴い令和4年9月30日に廃止予定!

労使合意に基づき社会保険の適用拡大の措置を 実施する事業主が、雇用する 有期契約労働者等について、当該措置により 新たに被保険者とし、当該有期契約労働者等の 基本給を増額した場合に助成します。



た場合 (※1事業所当たり1回のみ) 中小企業 生産性要件達成 支給額

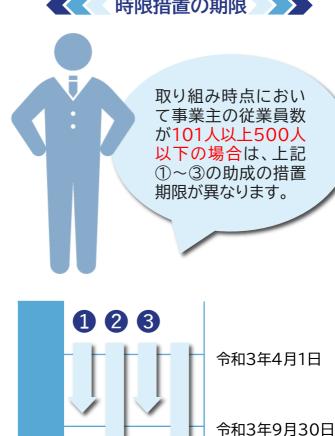
1事業所 当たり	19万円	142,500円		
	中小企業以外			
	支給額	生産性要件達成		
	24万円	18万円		
② 措置該当日以降に対象労働者の基本給を一定の 割合以上増額した場合 (1事業所当たり1回のみ、支給申請上限人数は45人まで)				

中小企業 昇給割合

	支給額	生産性要件達成	
2%以上3%未満	19,000円	14,000円	
3%以上5%未満	29,000円	22,000円	
5%以上7%未満	47,000円	36,000円	
7%以上10%未満	66,000円	50,000円	
10%以上14%未満	94,000円	71,000円	
14%以上	132,000円	99,000円	
昇給割合	中小企業以外		
	支給額	生産性要件達成	
2%以上3%未満	24,000 _円	18,000⊞	
270次工37070周	2 1,00013	10,00013	
3%以上5%未満	36,000円	27,000円	
	ŕ		
3%以上5%未満	36,000⊓	27,000円	
3%以上5%未満5%以上7%未満	36,000円 60,000円	27,000円 45,000円	
3%以上5%未満 5%以上7%未満 7%以上10%未満	36,000円 60,000円 83,000円	27,000円 45,000円 63,000円	

中小企業以外 1事業所あたり 中小企業

加算助成額 	100,000円	75,000円		
時限措置の期限				



100人

以下

501

101人

令和3年4月1日

令和4年4月1日

令和4年9月30日

令和4年9月末 まで延長